



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第101回 憲法の生命力と73回目の憲法記念日

憲法問題対策センター事務局長 津田 二郎 (57期)

1 1947年5月3日、この日から私たちは、自由にモノが言えるようになりました。政府批判をしてもいいし、戦争についての批判をしてもかまわない。お気楽な歌を歌うことも、全国どこでスケッチしても構わない。自由な内容の小説を書くことも、好きなファッションを楽しむこともできるようになりました。

これらの行為は、戦前には取り締まられることがありました。

2 この憲法に先立つ1945年12月、女性には初めて選挙権が与えられ、国の在り方に口出しすることができるようになりました。自ら立候補することも、好きな候補者に投票することもできるようになりました。

それ以前には女性には選挙権も被選挙権も認められていませんでした。

この日から、制度として、結婚するのは親の決めた人でなければならないとか、親の承諾が必要だということもなくなり、好きあった二人が結婚したいと思えば結婚できるようになりました。

この日から憲法で一人一人が「個人として尊重」(13条)されるようになった結果、それまで「当たり前」と思われていたことが一変しました。しかし世の中は、1947年5月3日の時点で立ち止まっています。

雇用の分野では戦後長く女性は「職場の華」とされてきましたが、1970年代から早期退職制、結婚退職制、出産退職制などが次々打ち破られ、女性であることを理由とした区別は基本的に認められなくなりました。

さらに現代では、例えば結婚したい男女だけでなく、同性であっても結婚できるようにしたらよいのではないかと、夫婦であっても姓を同じにしなくても

よいのではないかと議論が巻き起こるようになりました。

これが憲法の価値です。

3 一人一人が自由に、個性が尊重されるようにする、国は個性を縛ってはいけない、そのために創意工夫を凝らすし、一人一人をサポートする立場にある。私たちは、この憲法のもとで何かを話したりしたことで、服を着たことで、歌を歌ったことで、国の考えを批判したことで、国に従わなかったことで、殺されたり、処罰されたりすることはなくなりました。

しかし憲法は、私たちに対して、「誰かに任せようおけば大丈夫」という考え方を厳しく戒めています。憲法は私たちに、「不斷の努力」(12条)によって権利自由を守ることを求めています。

4 「個性を認める」ということは、行きつくところ、「たった一人だけ違うことを認める」ということです。「たった一人」は多数から見れば「変わった人」、「ちょっと変な人」です。多数派に同調しない「変わった人」、「変な人」を受け入れる寛容さが社会に求められています。多数の人に「あることをする自由」があることは実は自由な社会ではない。誰もが自分らしくいられることを許容しあう社会こそ本当の自由な社会です。「多数派であること」、「多数派になること」に執着する社会は、息苦しい社会なのではないでしょうか。自由とは「少数派のままでいいこと」です。

5 法律家としての私たちに求められるのは、「少数派のままでいる」ことに寛容な社会の構築に貢献することではないでしょうか。私たちは、私たちの後の世代に憲法の価値を引き継ぐために、「不斷の努力」を続けようではありませんか。